

固定式泡消火装置及び自動スプリンクラ装置の仕様に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 B 編及び R 編

改正事項

固定式泡消火装置及び自動スプリンクラ装置の仕様に関する事項

改正理由

IMO 防火小委員会において、固定式泡消火装置及び自動スプリンクラ装置の要件を規定する火災安全設備コード(FSS コード)の 6 章及び 8 章の見直しが行われ、2012 年 5 月に開催された IMO 第 90 回海上安全委員会 (MSC90) において、FSS コードの改正が決議 MSC.327(90)として採択された。

改正 FSS コード 6 章においては、固定式高膨脹泡消火装置については、2008 年 4 月に承認された MSC.1/Circ.1271 に定められる機関区域用の高膨脹泡消火装置の要件等を基に全面的に規定が改められているほか、固定式低膨脹泡消火装置については、泡原液の混合に関する要件が新たに規定されている。

また、改正 FSS コード 8 章においては、制御場所において散水により重要な機器に損傷を与える恐れのある場合があることから、自動スプリンクラ装置を湿管式以外のものとする旨新たに規定されている。

今般、決議 MSC.327(90)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則 R 編 26 章において規定される固定式高膨脹泡消火装置の仕様を全面的に改めた。
- (2) 鋼船規則 R 編 26 章において、固定式低膨脹泡消火装置の仕様について異なる製造者により製造された泡原液であって互換性が証明されていないもの及び異なる種類の泡原液を混合することを禁止する旨新たに規定した。
- (3) 鋼船規則 R 編 28 章において、水をかけることにより重要な機器に損傷を生じる恐れのある制御場所に備えられる自動スプリンクラ装置にあつては、乾燥管式又は予作動式のものとする旨規定した。